

# 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設 に関する管理要領（例）

平成26年4月1日作成

## 1 目的

本要領は、水質汚濁防止法施行規則第8条の7第2号に基づき、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めるものである。

## 2 使用の方法

次のいずれにも適合する方法で行うこととする。

- (1) 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
- (2) 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
- (3) 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

## 3 使用の方法に関する点検の方法及び回数

別添「点検チェックシート」のとおりとする。

## 4 点検の記録及び保管期間

別添「点検チェックシート」を用いる。なお点検記録は、3年間保存する。